
非常災害対策マニュアル

合同会社 NAO コーポレーション

ここいろキッズ虹

大阪市城東区野江 3 丁目 24-17

非常災害対策マニュアル

はじめに

地震、火災、風水害、その他の災害に対処するため、ここに非常災害対策マニュアルを定めます。当マニュアルは、児童発達支援事業所ここいろキッズ虹の施設利用者や職員、設備、業務の推進等に大きな被害をもたらすあらゆる災害に対し、備えるためのものです。

- ① 職員も含め、人命の保護を最優先します。
- ② 施設を保護し、業務の早期復旧を図ります。
- ③ 余力がある場合には近隣住民や施設への協力に当たります。

以上を基本方針とします。当マニュアルによって、迅速・的確な対応をすることが災害による被害を軽減することとなるので全職員はあらかじめこの内容をよく理解しておかなければなりません。

1. 想定される災害

想定される災害について、事業所は具体的に考えその対策を考えることが重要です。

例えば想定すべき被災としては以下のようなことが想定されます。それぞれの災害に対して優先すべき対策は次の通りです。

■想定すべき主な災害

(1)地震

大きな地震に見舞われた時は、施設が孤立する恐れがあります。導入路が土砂崩れ等で遮断され、人、モノの出入りができなくなることが想定されます。さらに、電気や水道、ガス等が使えなくなることや、被災により施設の建物が使えなくなることもあり得ます。そのような厳しい被災を前提に対応を検討すべきです。

(2)火災(火事)

想定される火災は、施設内からの発生および近隣火災の延焼です。施設内での火事に対しては、いかに防ぐかという取り組みと万一発生した時の消火および避難の訓練が必要です。火災で施設が全面的に(または一部が)使えなくなった場合の対応も描いておく必要があります。

(3)台風・大雨(風水害)

台風や集中豪雨で土砂崩れが発生し、交通が遮断されたり敷地の一部が崩壊する等の被災が想定されます。まれに、それに伴う停電等に見舞われることもありえます。孤立した際の対応も描いておくことが重要です。

地震：

安全確保、避難誘導、避難場所の確保、寝具・食料・水・暖房等の確保

火災：

現場確認、通報、避難誘導、初期消火

台風・大雨：

土砂崩れ等の危険性の事前検討、安全な避難路の確保、食料等の確保

2. 災害時の対応・体制

1 災害時における緊急の組織体制(災害対策室)

(1)災害対策室の設置時期

災害対策室を、震度5強以上の地震、その他の大災害発生時に設置。(社長の指示による。社長不在時には、職制最上位の者が判断。)

(2)対策室の設置場所：児童発達支援ここいろキッズ虹 事務所

必要機材

電話機、携帯電話、ファックス、パソコン(ワープロ)、プリンター、複写機、事業所配置図、平面図、組織図、利用者名簿、職員名簿、救急箱、飲料水、非常食料、毛布など

(3)任務

- ①被災状況(災害発生地はどこか、施設内の状況、周辺)の情報収集、記録、報告
- ②震災対策上の重要事項の決定、指示・命令、発表
- ③利用者の安否の把握(すべての施設)
- ④職員の安否の把握
- ⑤職員の帰宅についての安全確認、帰宅指示
- ⑥救出・救助の応援指示
- ⑦大阪市および関係施設との情報交換、支援要請

2 緊急連絡網

(1)緊急連絡網(利用者、職員の安否確認・緊急動員)

緊急連絡網を、普段から用意しておく。大きな災害に見舞われた時に速やかに、連絡や安否確認ができるようにしておく。

(2)注意事項

- ①災害が発生した時、速やかに指定された次の職員へ連絡。
- ②連絡は簡潔に。長電話はさける。(定型文で迅速化を図る)
- ③連絡網指定の職員と連絡がとれないときは、その職員をとばして次の職員へ連絡。
- ④電話で連絡がとれない職員については直接訪問。(連絡のとれない職員宅の最寄りに住む職員等)が訪問する。
- ⑤被災して怪我をしたり、被害をうけた職員に対し、必要なサポートを行う。
- ⑥この緊急連絡網は、災害対策室からの情報伝達用連絡網としても使用する。

(3)情報の収集と提供

- ①職員の安否確認を行う。(建物内の職員、施設外出務中の職員)
- ②けが人の有無(傷病程度も)を把握し、必要な応急措置を行う。
- ③収集した情報は、会議室の壁にまとめて張り出す等(誰にでも見られる状態に)して、情報の一元管理を図る。
- ④災害対策用の職員の招集と、自宅待機職員の振り分けを行う。
- ⑤勤務時間外に発生した場合には、参集者で災害対策室を立ち上げる。

(3)関係防災情報一覧

NTTドコモ西日本(携帯 151)

NTT 災害用伝言ダイヤル(171)

NTT 災害用伝言板(web171)

【国土交通省】防災情報提供センター[ホームページ] <http://www.bosaijoho.go.jp>

3. 応急救護・初期消火・避難等

【1】 応急救護

(1)職員による応急措置

医療機関への搬送

119番通報により、救急車を要請する。

※同時多発災害の場合は、施設車で最寄りの病院へ搬送する。

【2】 火の始末

(1)地震の揺れが止まってから、火気使用場所を点検する。

〔点検場所〕・台所、湯沸室、事務室

【3】 初期消火

(1)火災を発見した場合は、大声で周囲の人に知らせる。

(2)119番通報を行う。

(3)火災が大きくならないうちに、初期消火に努める。(消火器、消火栓、水バケツ等)

(4)大地震の場合には、消防車の到着が遅れることを考慮する。

【4】 避難等

(1)避難の必要が生じた場合は、避難誘導に従い落ち着いて行動する。外来者は不慣れであるので避難誘導にあたっては特に気をつける。火災時原則として屋外に出るものとする。まず、自分の身の安全を図る。

(2)洪水、崖崩れ時 地域の一時避難所

(3)地震時 地域の一時避難所

【5】 非常持ち出し

・あらかじめ非常用ナップザックを準備し、必要なものを収納しておく。

応急手当セット、ラジオ、懐中電灯、利用者名簿、職員名簿等

【6】 大地震発生時の落ち合い場所

・日頃からあらかじめ、施設建物も使用できなくなるような壊滅的な大被害の大災害時に備え、落ち合い場所(施設近くの公園など)を指定しておく。(職員全員に周知徹底しておく)

・落ち合い場所を変更する場合や、落ち合い場所に集まることができない場

合は、「災害用伝言ダイヤル171」を利用する。

【 地震の心得10カ条 】

- ① **まずわが身の安全を図る** 地震が発生したら、まず、丈夫なテーブル・机などの下にもぐって身をかかし、しばらく様子を見ます。(窓ガラスからも離れる)
- ② **揺れが止まってから、火の始末** 地震を感じたら、火の周辺には近づかず、揺れがおさまるのを待ってから、落ち着いて火の始末をします。(炎や熱湯による、やけどの発生を防ぐ)
- ③ **火が出たらまず消火** 万一出火した場合には、初期のうちに火を消すことが大切。周囲に声をかけあい、皆で協力して初期消火に努めます。大地震で恐ろしいのは火災です。
- ④ **あわてて外に飛び出ない** 屋外は、屋根瓦、ブロック塀、ガラスの飛散など、危険がいっぱい。揺れがおさまったら、外の様子を見て、落ち着いて行動します。(外へ出るときは、ヘルメットや頭巾などをかぶって出ます)
- ⑤ **危険な場所には近寄るな** 危険な場所(狭い路地、塀ぎわ、ブロック塀の傍など)にいるときは、急いで離れます。
- ⑥ **がけ崩れ、津波などに注意** がけ崩れ、津波などの危険区域では、安全な場所にすみやかに避難します。
- ⑦ **正しい情報で行動** テレビやラジオ、防災機関からの信頼できる情報に基づき行動。デマに惑わされないよう注意します。
- ⑧ **人の集まる場所では、特に冷静な行動を** あわてて出口や階段に殺到せず、係員の指示に従う。
- ⑨ **避難は徒歩で、持ち物は最小限に** 避難は徒歩で(車、自転車は使わない)。身軽に行動できるよう、荷物は必要最小限にとどめます。荷物は背負うなどして、両手を使えるように空けます。
- ⑩ **自動車は、左に寄せて停車** カーラジオの情報に注意し、勝手な走行はしない。走行できない場合は、左に寄せて停車し、エンジンを止める。車を離れて避難する時は、キーはつけたままで、ドアロックもしない。車検証などの貴重品を忘れず持ち出して、徒歩で避難します

「震災」: 応急対策のポイント

(1) 安全確保(利用者および職員)

強い揺れが起きたときは、机の下などで頭部を中心として身体を守ります。職員は、自らの安全を確保すると同時に利用者に対する声かけなどにより安全を図ります。揺れが収まってきたら、利用者及び職員の安否を確認します。重傷者がいる場合は医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施します。また、不幸にも死者が出た場合は利用者から隔離して安置します。

(2) 利用者の避難経路の確保

施設の被害状況(建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など)を確認し、利用者の避難経路を確保します。建物の倒壊の恐れがある場合はすみやかに避難します。利用者の障害の特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による2次災害が想定される方の対応 もあらかじめ定めておきます。

火災が施設内外で発生した場合は、利用者及び職員の避難を優先するとともに初期消火を実施して延焼防止に努めます。

(3) 職員の人員の確保

夜間等で職員が手薄な場合は、あらかじめ定めておいた参集体制や非常連絡網等により必要な職員を参集します。職員が参集したら社長(不在の場合は次順位の職員)を指揮者とし、災害対策に係る組織体制に従って行動します。

(4) 停電時の対応

停電が生命に関わる方(人工呼吸器や、痰の吸引器を使用する方など)が利用する施設では、非常用電源装置が正常に作動していることを確認します。

(5) 関係機関との連絡調整

被害(利用者、職員、施設・設備等)があった場合はすみやかに所管の福祉事務所に報告します。また、医療機関、消防、市町村など、必要に応じて関係機関との連絡調整を密にします。特に大きな災害では応援人員の派遣要請などにもつながります。

(6) 保護者への連絡

利用者の安否を必要に応じて保護者に伝えます。また通所施設で震災が発生した場合は、保護者に連絡の上帰宅させます。あらかじめ、保護者と帰宅方法を調整しておくといいです。

(7) 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物内外を点検し被災箇所その状況を記録します。あとで補助金の申請にも必要となるため被災状況の写真や見積書も用意します

「風水害」: 応急対策のポイント

(1) 安全確保(利用者および職員)

台風の接近などによって被害が想定できる場合は、気象情報などに注意し必要に応じて緊急避難場所に避難します。集中豪雨や竜巻など、あらかじめ避難することが困難な場合は職員自らの安全を確保すると同時に利用者に対する声かけなどにより安全を図ります。風雨が収まってきたら利用者及び職員の安否を確認します。重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施します。また、不幸にも死者が出た場合は、利用者から隔離して安置します。

(2) 利用者の避難経路の確保

施設の被害状況(建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など)を確認し、利用者の避難経路を確保します。建物の倒壊や水没の恐れがある場合はすみやかに避難します。利用者の障害の特性に応じて、避難時に介助が必要な方やパニック等による2次災害が想定される方の対応もあらかじめ定めておきます。

(3) 職員の人員の確保

台風の接近などによって被害が想定できる場合は、夜間でもあらかじめ職員体制を整えておきます。被害が想定できなかった場合や夜間等で職員が手薄な場合は、あらかじめ定めておいた参集体制や非常連絡網等により必要な職員を参集します。職員が参集したら、施設長(不在の場合は次順位の職員)を指揮者とし、災害対策に係る組織体制に従って行動します。

(4) 停電時の対応

停電が生命に関わる方(人工呼吸器、痰の吸引器などを使用する方)が利用する施設では、非常電源装置が正常に作動していることを確認します。

(5) 関係機関との連絡調整

被害(利用者、職員、施設・設備)があった場合は、すみやかに所管の福祉事務所に報告します。また必要に応じて関係機関(医療機関、消防、市町村など)との連絡調整を密にします。特に大きな災害では、応援人員の派遣要請などにもつながります。

(6) 保護者への連絡

利用者の安否を必要に応じて保護者に伝えます。通所施設で風水害が発生した場合は、保護者に連絡の上帰宅させます。あらかじめ、保護者と帰宅方法を調整しておくといいです。

(7) 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物内外を点検し被災箇所その状況を記録します。あとで補助金の申請にも必要となるため被災状況の写真や見積書も用意します。

復旧対策

(1)復旧の留意事項

- ①事務所が使用不能時には、仮事務所を確保。
- ②り災建物の警備体制を確保する。
- ③被災事業所が所在する地域社会の救援活動(および復旧計画)に進んで協力する。
- ④避難場所の提供に協力する。

3. 日ごろの備え

1 防災マニュアルの活用

利用者や職員の「命」を守るとともに、サービスの早期再開を図るため消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、地震や風水害などの大規模災害の発生を想定して策定したものが「防災マニュアル」です。災害発生時の混乱時にもこの施設の入所者の障害の特性や施設の建物・立地、周辺 の交通環境などの状況に応じ、迅速・円滑かつ的確に必要な対応をとるためのマニュアルです。

したがって、防災訓練等の機会に定期的に見直しを行いマニュアルの内容がより具体的かつ実践的になるように調整し、その情報を共有していくことが大切です。職員に対しては、災害発生時の参集、初期対応などを定めています。また、職場研修や防災訓練などを通じて、あらかじめ周知徹底することを図っています。利用者に対しては災害発生時の避難経路や緊急避難先等をあらかじめ周知するようにします。さらに大地震など広域的な大規模災害の備えとして、被災者の受け入れや職員の派遣等についても想定しておきます。

2 施設内の安全化

災害発生時に自らの安全を確保できない入所者のため、いざという時に備えて安全な施設環境を整備します。

(1)耐震化対策(事務所の建物、その他の諸設備)

震災時の安全を図るため、必要に応じて専門家による耐震診断、耐震改修を行います。

- ①建物全般の定期点検と補強、及び補修工事の必要項目を洗い出し、計画的に実施します。
- ②屋外での看板、ブロック、ガラス等の落下・転倒防止対策を実施します。
- ③施設内での什器(ロッカー等)の転倒防止対策を実施します。
- ④火気(ストーブ、湯沸かし器等)使用設備、危険物施設、消防用設備等の安全確認と点検を実施します。
- ⑤情報機器類(コンピューター、複写機、FAX等)の安全設置対策(地震のゆれによる移動の防止)を実施します。

(2)施設の立地環境をふまえた、風水害への予測と対応

風水害や土砂崩れなどの災害は、ある程度は施設が立地している地盤や地形などの環境から予測できます。台風や集中豪雨などによる水害の予測については市が作成する「洪水ハザードマップ」を確認します。土砂災害警戒区域に指定されている施設は、市が作成する「土砂災害ハザードマップ」を確認します。

(2)避難経路の確保

災害時における避難経路(居室から屋外の集合場所等に至る)を定めた地図を作成し、誰もが確認できる場所(廊下など)にふだんから掲出しておきます。

(3)屋内、屋外の安全対策

①窓ガラス等の危険防止対策

- ・ガラス(窓、食器棚、書棚等)には必要に応じて飛散防止フィルム等で補強します。
- ・靴や厚手のスリッパを身近な所に常備します。(飛び散ったガラスの上を歩く時、足を守りま

②備品等の転倒防止対策

- ・備品類(机、ロッカー、タンス、書棚、大型電化製品など)は、金具等によって床や壁にしっかりと固定します。
- ・収納スペースの扉は、振動により開いて収納物が落下しないように扉の開放防止対策を施します。
- ・重いものやガラス・陶器などは、高い場所に置かず安全な収納場所を定めておきます。

③天井からの落下物対策

- ・照明器具や壁掛け時計などは、取り付け状態を点検し、落下防止策を必要に応じて施します。

④安全スペースの確保

- ・多目的室や広い廊下などに、「安全スペース」を確保するよう心掛けます。

⑤屋外対策(門、塀、工作物等の倒壊防止)

- ・門、塀の亀裂等の点検を行い、倒壊防止など必要な補修を行います。
- ・施設の構内に、震災などで倒壊の恐れのある工作物(物置、老木、プロパンガスボンベ等)がある場合は点検を行い、必要に応じて固定補強します。不用物であれば除去します。
- ・避難経路に設置物(自動販売機など)がある場合には、必要な転倒防止策を施します。
- ・屋外設備については、かさ上げ工事や防水対策を必要に応じて実施します。
- ・排水溝の点検、清掃を行います。
- ・台風など激しい風雨が予想される場合は、鉢植え、物干しなどの飛散防止を施します。

緊急連絡、災害対応組織体制

障害者施設では、緊急連絡体制(緊急連絡網)を整備します。また、夜間の地震発生時等に施設に参集することができる職員(居住場所や通勤手段によって)を把握した上で職員の役割分担を定め、災害発生時に迅速に対応するための体制を整備しておきます。

●夜間等に地震が発生した場合の参集基準

参集体制 行動基準 参集範囲 連絡体制 警戒参集 施設の所在市町内で震度5弱以上を記録したとき

・社長・各班責任者・あらかじめ定めた職員・自主(自動)参集

非常参集 施設の所在市町内で震度5強以上を記録したとき

・全員 自主(自動)参集 ☆職員間の非常時連絡方法のルール 電話やメールによる参集連絡文案を、定型文にしておき、連絡の迅速化を図ります。

例1「〇〇です。今、△△ にいます。後〇〇分で到着します。」

例2「〇〇です。今、××の理由により参集できません。◇◇にて待機します。」

●夜間の風水害等への対応例

台風の接近などにより施設に被害が及ぶ恐れがある場合は、あらかじめ気象情報など必要な情報をインターネットやテレビ、ラジオ等により収集し、夜間の風水害等に対応できる体制を整えておきます。

4 利用者の安否確認、保護者等との連絡体制の確立

(1) 安否確認(利用者)体制、保護者との連絡体制

災害発生時には、利用者全員の施設内外の居場所を把握し、安否確認を行います。また、利用者の保護者等と迅速に連絡がとれるよう、あらかじめ緊急連絡体制を整えておきます。

(2) 情報通信手段

大災害発生時は、安否確認、見舞い、問合せなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながり難い状況が1日～数日間続きます。先の阪神淡路大震災では、電話がつながりにくい状況が5日間続きました。中越地震では、障害者の家に電話をしても誰も出ないため、被災しているのか親戚宅などで安全でいるのか等が分からず、行政が住民の被災状況を把握するのに非常に時間を要したという報告もあります。

ア 災害用伝言ダイヤル:171

災害用伝言ダイヤルは、被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するボイスメールです。「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言の録音・再生を行います。

地震などの災害の発生で被災地への通信が増加し、被災地への通話がつながりにくい 状況になった場合に、NTTにより提供が開始されます。

詳しくはNTTにお問い合わせください。

<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171s/goriyou.html>

イ 災害用伝言板(携帯電話)

震度6弱以上の地震など、大規模な災害が発生した場合に利用可能になります。携帯電話によるメッセージの伝言板の役割を果たします。詳しくは携帯電話会社のホームページをご覧ください。

ウ 災害時優先電話

災害時の公共の秩序を維持するために、地方公共団体やライフライン関係者などの機関を対象に指定されている回線です。「発信」については、一般の回線よりも優先されます。(総務省のホームページに、概要等が掲載されています。) 社会福祉法第2条第1項に定める社会福祉事業を行う者は、総務大臣が指定する機関(平成21年3月9日総務省告示第113号)に当たるため、指定を受けることができます。ただし、回線等の都合で指定を受けられない場合もあるので、利用する際は電気通信事業者(NTTの場合は「116」)に問い合わせます。

施設外の避難場所への避難誘導

水害による床上浸水など、災害の種類に応じて、施設の利用者に危険が及ぶことが想定される場合は、あらかじめ防災関係機関(市町村や消防署など)と相談のうえ施設外の避難場所を設定しておきます。

利用者を避難場所まで安全に誘導するための避難経路や移送手段についても、あらかじめ定めておきます。また、障害の特性に応じて利用者一人ひとりの避難時の注意点をまとめておきます。

(1)避難経路の選定・確保確認・掲出

施設から避難場所までの避難経路については、避難が想定される災害に応じて、安全かつ適切な道路、移送手段等を選定します。複数の避難経路を確認しておきます。移送手段については、避難場所までの距離、利用者の障害の特性などに応じたものとします。また、移送時の職員や車両などの体制を定めておきます。また、避難場所、避難経路(及び移送手段)を示す地図を作成し、誰もが確認できる場所(廊下など)に掲出しておきます。

(2)非常持出品の準備

非常持出品は、避難場所に援助物資が届くまでの間(2～3日)に必要な物品等を、持ち出し可能な範囲で想定し、用意しておきます。

(非常持ち出し品の例)

非常食、飲料水、筆記用具、懐中電灯、携帯電話、携帯ラジオ、ビニールシート、ビニール(ポリ)袋、軍手、ナイフ、ライター(マッチ)、ひも類、ヘルメット、タオル、ウェットティッシュ、ティッシュ、テープ類、工具類、救急医療品セット、衣類、紙おむつ類、衛生用品、緊急連絡一覧表(利用者・職員等)、使い捨てカイロ、電池、簡易トイレ、毛布など

重要書類の保管と、非常用ナップザックの管理

- ①重要書類は、金庫に保管します。
- ②非常用持ち出し書類は、最小限とし、火災、又は爆発の危険性のあるときに限ります。
- ③非常用ナップザックに下記のことを収容し、責任者は内容物の数量および有効期限を確認して常に使用可能な状態にしておきます。
- ④非常用ナップザックは、事務局等に1セットは保管します。

(非常用ナップザック収容物)

救急医療セット・携帯ラジオ・懐中電灯・予備電池(ラジオ、電灯用)・現金(小銭)・テレホンカード(50 度数)・ライター・タオル・ポケットティッシュ・コップ・利用者名簿(家族連絡先)・職員名簿・軍手・ゴミ袋・ウォーターパック・マスク・笛

防災資機材等の備蓄

大規模な災害に備え、利用者の障害の特性を踏まえて以下に示す物資等を備蓄しておきます。また、チェックリストを作成し、防災訓練の際に物資の確認をします。なお、通所施設では、日中活動中に大規模な災害が起こると交通機関が麻痺してしまい、帰宅することが困難なケースも想定されます。通所者の災害時の帰宅方法を、あらかじめ保護者の方と調整しておくことはもちろんですが、通所施設に宿泊せざるを得ないケースが想定される場合は、必要に応じて食料品等の備蓄をしておきます。

- (1)非常用食料(3日分) 利用者の障害の特性に配慮したもの。
- (2)飲料水(3日分) 利用者の清拭等に使用することも考慮して、必要量を用意。
- (3)常備薬(3日分) 医療的ケアが必要な入所者に係る、一般の調剤薬局では手に入らない医薬品等の備蓄 については、あらかじめ利用者の担当医と相談しておきます。
- (4)介護用品(おむつ、尿とりパッド等)(3日分) 利用者の障害の特性に配慮したもの。
- (5)照明器具 懐中電灯の電池、自家発電装置の燃料なども用意。
- (6)熱源 暖房用、炊き出し用など、必要な器具、及び燃料(灯油、プロパンガス等)を用意。
- (7)移送用具(担架・ストレッチャー等)
- (8)障害の特性に応じた必要な物品等(要リストアップ)

備蓄管理責任者は、毎年9月1日に、現時点の数量、内容物の保存状態を確認し、社長に報告します。

防災教育及び訓練の実施

① 避難誘導に当たっては、利用者の障害の特性に応じた適切な対応を、あらかじめ定めて訓練します。

【対応例】

- ・自力歩行が困難な方の避難介助
- ・口頭の呼びかけだけでは避難の必要性が伝わらない方への避難誘導
- ・パニックなどによる2次災害の防止 など

② 職員及び利用者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施します。また、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施します。

③防災訓練の内容は、施設に応じた災害を想定し、上記2～6について具体的に機能するかどうかが確認できる訓練内容とします。

④ なお、被災した障害者(利用者でない方)の受入れについては、受入れ人数、受入れ場所、及び食事・入浴等の提供方法等、総合的な見地からあらかじめ検討しておきます。

⑤ 地域住民に対し、普段から、障害者の理解等、啓発・啓蒙活動に努め、万が一の際に相互協力ができる関係の構築を目指します。

8 防災訓練・防災教育

(1)防災訓練

有事の際に迅速かつ的確に行動がとれるよう、総合防災訓練を毎年1回以上実施します。訓練には、次の事項を盛り込む

- ①地震発生時の初期対応に関する事
- ②災害対策室の設置及び運用に関する事
- ③情報の収集、伝達に関する事
- ④火災発生時の対応に関する事
- ⑤救出救護に関する事
- ⑥通報・初期消火・避難に関する事
- ⑦水害等の災害に関する事

(2)避難訓練

利用者を対象にした避難訓練を毎年1回以上実施します。

利用者の生命を守ることを最優先に速やかな避難誘導ができるよう定期的に行います。

(3)防災教育

次の教育を毎年1回以上実施します。

- ①当施設の防災マニュアルの概要について
- ②各員の任務と行動基準について
- ③災害の一般知識について(地震、水害、火災等)
- ④応急処置について

(4)その他

消防機関などが行う事業所の応急手当普及員講習会への参加や県・市町村が行う防災講演会、講習会などに積極的に参加し、防災意識の向上を図ります。

災害発生時の対応

災害発生時は、この防災マニュアルに基づいて対応します。

利用者の安全確保を最優先とし、復旧に努めます。

また、関係機関への連絡(市福祉事務所に対する事故等の報告など)を速やかに行います。

【緊急連絡網】

(1) 緊急連絡網(利用児童(保護者)、職員の安否確認・緊急動員を普段から用意しておく。大きな災害に見舞われた時に速やかに、連絡や安否確認ができるようにしておく。

(2)注意事項

- ・災害が発生した時、速やかに職員へ連絡を取る。
- ・連絡は簡潔に行い、長電話は避ける。(メール等の場合は定型文で迅速化を図る)
- ・被災をして怪我や被害をうけた職員に対し、必要なサポートを行う。

【情報の収集と提供】

(1)収集方法

情報収集の項目	情報収集の方法・担当者
利用児童・職員の安否確認	・緊急連絡網により電話確認
被害状況の把握と記録(建物)	・事業所職員が収集 ・建物の被害調査を依頼
被害状況の把握と記録(設備・物品等)	・事業所職員が収集 ・業者に被害調査を依頼
ライフラインの被害状況 (水道・電気・電話・インターネット他)	・職員で役割分担して、情報を収集及び必要な情報をまとめる
連絡(その他関係先)	・関係防災情報一覧表による

(2)注意事項

- ・児童、職員の安否確認を行う(建物内の人員、施設外出中の人員)
- ・怪我人の有無(傷病程度も)を把握し、必要な救急措置を行う。
- ・収集した情報は、まとめて施設内に張り出し(誰にでも見られる状態に)して、情報の一元管理を行う。
- ・勤務時間外に発生した場合には、参集者で災害対策を行う。

【関係防災情報一覧表】

情報	機関	入手先名(機関名)	電話番号
行政機関	消防	大阪市消防局	06-6582-2854
		城東消防署	06-6931-0119
	市	大阪市役所	06-6208-8181
		城東区役所	06-6930-9734
交通情報	道路	日本道路交通情報センター	050-3369-6666
	電気	関西電力	06-6441-8821

ライフライン	水道	大阪市水道局	06-6458-1132
	(下水道)	中浜管路管理センター	06-6969-5843
	電話	電話の故障に関するお問い合わせ	113
		NTT 災害伝言	171
	気象	気象予報	117
<p>【国土交通省】防災情報提供センター https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/</p>			
<p>【おおさか防災ネット】 https://www.osaka-bousai.net/27100/index.html</p>			
<p>【災害時のお問い合わせ先】 https://www.osaka-bousai.net/fushichouson.html</p>			

【応急救護・初期消火・避難等】

初期活動一覧表

応急救護	職員による応急処置	・まず職員による応急手当を実施する。
	医療機関への搬送	・119 番通報により、救急車を要請する。※同時多発災害の場合は、施設車で最寄りの病院へ搬送する。
初期消火	火の始末	・地震の揺れが止まってから、火気使用場所を点検する。

	初期消火	<ul style="list-style-type: none"> ・火災を発見した場合は、大声で周囲の人に知らせる。 ・119 番通報を行う。 ・火災が大きくなならないうちに、初期消火に努める。 ・大地震の場合は、消防車の到着が遅れることを考慮する。
初期消火	避難場所	※原則として屋外に出るものとする
	非常 持ち出し	・予め必要な物が収納された非常用ナップザック。(応急手当セット、懐中電灯、利用児童名簿表、職員名簿表)
	大地震の発生時の落合場所	・日頃から予め、施設建物も利用出来なくなるような壊滅的な大災害に備え、落合場所(施設近くの公園など)を指定しておく。(職員全員に周知徹底しておく)

【避難場所】

【一時避難場所(地震)】

成育西公園 所在地:大阪市城東区成育 1-1

【水害時避難ビル・災害時避難所】

成育小学校 所在地:大阪市城東区成育 1-5

【広域避難場所(大規模な火事)】

蒲生公園 所在地:大阪市城東区中央 3-5

※浸水した場合は、本施設 2 階へ避難する。

(予想される浸水被害は、0.5 メートル以内)

※地震が発生した場合は、指定の避難場所へ避難する

成育西公園までの行き方

← 出発地: 〒536-0006 大阪府大阪市城東区野江3丁目2-4
目的地: 成育西公園、〒536-0007 大阪府大阪市城東区成育1丁目1

3分 (240m)

城東区第2494号線 経由
ほぼ平坦なルート

! 徒歩ルートは実際の状況を反映していない場合がありますので、ご注意ください。

〒536-0006 大阪府大阪市城東区野江3丁目2-4
-17

- ↑ 東に進む
25m
- ➡ 右折して城東区第2494号線に向かう
110m
- ↶ 左折して城東区第2494号線に入る
79m
- ➡ 右折する
20m

成育西公園
〒536-0007 大阪府大阪市城東区成育1丁目1

成育小学校までの行き方

The map displays a walking route from the starting point (〒536-0006 大阪府大阪市城東区野江3丁目) to Rikyo Elementary School (大阪市立成育小学校, 〒536-0007 大阪府). The route is marked with a blue line and a walking icon, indicating a 4-minute walk of 260 meters. The starting point is highlighted in yellow. The map shows various landmarks, including JR Abeno Station, several residential buildings, and commercial establishments like Lawson and Seven-Eleven. The route starts at the starting point, goes east along the street, crosses the JR tracks, and ends at the school. The map interface includes a search bar at the top, a sidebar with navigation options, and a bottom panel with route details.

Route Segment	Distance	Time
不明な道路経由	260 m	4分
不明な道路経由	260 m	4分

全ルートがほぼ平坦